

第 1 号

令和 3 年度長野県一般会計予算案

令和 3 年度長野県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1兆423億3,067万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300億円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め

る。

各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

款	歳 入		金 額
	項		
1 県	税		216,672,459
	1 県	民 税	75,893,963
	2 事	業 税	41,039,433
	3 地 方	消 費 税	42,940,000
	4 不 動 産	取 得 税	4,415,353
	5 県	た ば こ 税	1,981,913
	6 ゴ ル フ 場	利 用 税	731,263
	7 軽 油	引 取 税	17,147,907
	8 自 動 車	税	32,472,852
	9 鉱	区 税	2,548
	10 固 定 資 産	税	2

	11 狩 猟 税	12,380
	12 旧 法 に よ る 税	34,845
2 地 方 消 費 税 清 算 金		98,092,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	98,092,000
3 地 方 譲 与 税		26,519,001
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	22,713,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,299,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	103,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	205,000
	5 地 方 道 路 譲 与 税	1
	6 森 林 環 境 譲 与 税	186,000
	7 航 空 機 燃 料 譲 与 税	13,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,397,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,397,000
5 地 方 交 付 税		206,983,000
	1 地 方 交 付 税	206,983,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		565,000

	1 交通安全対策特別交付金	565,000
7 分担金及び負担金		2,189,311
	1 分担金	310,460
	2 負担金	1,878,851
8 使用料及び手数料		16,604,685
	1 使用料	12,938,326
	2 手数料	71,874
	3 証紙収入	3,594,485
9 国庫支出金		143,041,388
	1 国庫負担金	69,446,830
	2 国庫補助金	69,350,497
	3 委託金	4,244,061
10 財産収入		1,384,633
	1 財産運用収入	1,038,433
	2 財産売却収入	346,200
11 寄付金		833,630
	1 寄付金	833,630

12	繰	入	金		23,212,353
				1 特別会計繰入金	61,620
				2 基金繰入金	22,623,781
				3 企業特別会計繰入金	526,952
13	繰	越	金		1
				1 繰越金	1
14	諸	収	入		180,097,214
				1 延滞金加算金及び過料等	283,788
				2 県預金利子	400
				3 貸付金元利収入	162,605,174
				4 受託事業収入	4,738,634
				5 収益事業収入	4,112,135
				6 利子割精算金収入	1
				7 雑収入	8,357,082
15	県		債		124,739,000
				1 県債	124,739,000
	歳	入	合	計	1,042,330,675

		歳 出		金 額
款		項		千円
1	議 会 費			1,424,581
		1	議 会 費	1,424,581
2	総 務 費			47,118,533
		1	総 務 管 理 費	19,630,076
		2	企 画 費	8,056,343
		3	徴 税 費	8,406,600
		4	市 町 村 振 興 費	2,395,114
		5	選 挙 費	2,718,246
		6	防 災 費	1,423,478
		7	災 害 救 助 費	267,824
		8	統 計 調 査 費	410,899
		9	生 活 文 化 費	3,147,489
		10	外 事 費	417,126
		11	人 事 委 員 会 費	98,054

	12	監 査 委 員 費	147,284
3		民 生 費	127,293,635
	1	社 会 福 祉 費	89,577,624
	2	児 童 福 祉 費	18,788,759
	3	障 が い 福 祉 費	16,454,850
	4	生 活 保 護 費	2,472,402
4		衛 生 費	39,222,339
	1	医 務 費	6,985,639
	2	保 健 所 費	2,146,088
	3	病 院 費	5,514,328
	4	公 衆 衛 生 費	24,134,748
	5	環 境 衛 生 費	347,957
	6	薬 務 費	93,579
5		労 働 費	3,154,914
	1	労 政 費	132,927
	2	職 業 能 力 開 発 費	2,038,563
	3	雇 用 対 策 費	916,269

	4	勞 働 委 員 會 費	67,155
6		環 境 費	5,230,173
	1	環 境 管 理 費	3,008,440
	2	水 環 境 費	1,499,638
	3	環 境 自 然 保 護 費	722,095
7		農 林 水 產 業 費	43,003,321
	1	農 業 費	11,975,789
	2	畜 產 業 費	796,542
	3	農 地 費	15,223,037
	4	林 業 費	14,736,468
	5	水 產 業 費	271,485
8		商 工 費	177,851,548
	1	商 工 費	177,110,000
	2	觀 光 費	741,548
9		土 木 費	112,060,576
	1	土 木 管 理 費	4,000,587
	2	道 路 橋 梁 費	52,180,846

	3	河	川	費	14,243,845					
	4	砂	防	費	9,854,160					
	5	都	市	計	画	費	8,745,546			
	6	住	宅	費	6,758,325					
	7	中	央	新	幹	線	建	設	費	63,601
	8	直	轄	事	業	負	担	金	16,213,666	
10		警	察	費	45,679,019					
	1	警	察	管	理	費	41,421,517			
	2	警	察	活	動	費	4,257,502			
11		教	育	費	194,904,318					
	1	教	育	總	務	費	15,349,607			
	2	小	学	校	費	65,183,901				
	3	中	学	校	費	41,636,368				
	4	特	別	支	援	学	校	費	18,431,424	
	5	高	等	学	校	費	43,776,733			
	6	大	学	費	1,773,599					
	7	社	会	教	育	費	700,750			

	8 保 健 体 育 費	8,051,936
12 災 害 復 旧 費		19,473,736
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	8,020,007
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	11,212,334
	3 県 単 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	241,395
13 公 債 費		122,485,059
	1 公 債 費	122,485,059
14 諸 支 出 金		103,328,923
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	42,456,000
	2 利 子 割 交 付 金	242,826
	3 配 当 割 交 付 金	1,018,791
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,114,426
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	3,051,360
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	49,422,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	537,730
	8 環 境 性 能 割 交 付 金	847,283
	9 個 人 県 民 税 徴 収 取 扱 費 交 付 金	3,565,457

		10 利子割精算金	50
		11 市町村振興宝くじ交付金	1,073,000
15 予備費			100,000
		1 予備費	100,000
歳出合計			1,042,330,675

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
高速情報通信ネットワーク整備事業	令和3年度～令和9年度	896,974
しなの鉄道設備投資資金等借入金損失補償	令和3年度～返済完了のとき	元金1,650,000千円及びこれに対する利息（遅延利息を含む。）相当額並びに補償履行の日までの利息
自治体情報セキュリティクラウド構築事業	令和3年度～令和9年度	1,940,796
地方債の共同発行によって生ずる連帯債務	令和3年度～令和13年度	共同発行団体による共同発行の総額から県負担額を除いた額及びこれに対する利子相当額
中長期修繕・改修事業	令和4年度	441,334
自動車税納税通知書印刷事業	令和3年度～令和4年度	14,607
税務電算システム改修事業	令和4年度	42,009
総務事務民間人材活用事業	令和4年度～令和6年度	74,493
文化施設管理運営事業	令和4年度	78,758
県立美術館整備事業	令和4年度	4,717
がん先進医療費利子補給	令和4年度～令和9年度	469
ものづくり産業応援助成	令和4年度～令和5年度	808,400
I C T産業立地助成	令和4年度～令和7年度	76,400
本社等移転促進助成	令和4年度～令和5年度	9,600

長野県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給	令和4年度～令和6年度	1,530,833
指定野菜価格安定資金造成円滑化事業	令和3年度～令和4年度	134,700
契約指定野菜安定供給資金造成円滑化事業	令和3年度～令和4年度	15,700
大家畜特別支援資金利子補給	令和3年度～令和28年度	3,262
養豚特別支援資金利子補給	令和3年度～令和18年度	949
農地防災地すべり対策事業	令和4年度	80,000
県営かんがい排水事業	令和4年度～令和5年度	1,405,000
県営畑地帯総合土地改良事業	令和4年度～令和5年度	820,000
経営体育成基盤整備事業	令和4年度～令和5年度	730,000
県営中山間総合整備事業	令和4年度～令和6年度	1,455,000
県営農村地域防災減災事業	令和4年度～令和6年度	4,231,000
農業近代化資金利子補給	令和3年度～令和23年度	131,871
農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和3年度～令和18年度	12,236
担い手支援資金借入金損失補償	令和3年度～返済完了のとき	元金585,000千円及び延滞金並びに違約金相当額並びに補償履行の日までの利息
農地売買支援事業利子補給	令和3年度～令和7年度	405
林業公社日本政策金融公庫造林資金借入金損失補償	令和3年度～返済完了のとき	元金38,140千円及びこれに対する利息（遅延利息を含む。）相当額並びに補償履行の日までの利息

森林整備合理化計画推進事業利子助成	令和4年度～令和33年度	4,846
舗装補修事業	令和4年度	30,000
橋梁補修事業	令和4年度～令和5年度	2,290,000
災害防除道路事業	令和4年度	1,520,000
雪寒対策道路事業	令和4年度	360,000
交通安全施設事業	令和4年度	1,505,000
電線共同溝整備事業	令和4年度	880,000
市町村基幹道路整備事業	令和4年度	300,000
道路橋梁維持修繕事業	令和4年度～令和5年度	1,202,000
道路防災事業	令和4年度	75,000
道路改築事業	令和4年度～令和7年度	19,448,000
道路建設受託事業	令和4年度～令和6年度	438,000
河川改修事業	令和4年度～令和7年度	6,600,000
河川災害復旧助成事業	令和4年度～令和6年度	710,000
河川等災害関連事業	令和4年度～令和5年度	73,048
ダム建設事業	令和4年度	460,000
令和2年公共土木施設災害復旧事業	令和4年度	469,607
令和3年公共土木施設災害復旧事業	令和4年度	454,000
通常砂防事業	令和4年度～令和5年度	3,330,000

火山砂防事業	令和4年度～令和5年度	290,000
地すべり対策事業	令和4年度	683,000
急傾斜地崩壊対策事業	令和4年度	805,000
雪崩対策事業	令和4年度	80,000
砂防激甚災害対策特別緊急事業	令和4年度	200,000
街路事業	令和4年度～令和5年度	1,500,000
都市公園事業	令和4年度	150,000
土木公共用地先行取得事業	令和4年度～令和7年度	2,320,000
有料道路活用による道路環境改善事業に対する負担	令和3年度～料金徴収期間満了のとき	有料道路料金の引下げに伴う料金収入の減収相当額
河川調査事業	令和4年度	7,000
砂防等調査事業	令和4年度	30,000
信州健康エコ住宅普及促進事業	令和3年度～令和4年度	53,500
県営住宅建替事業	令和4年度	400,776
総合文書管理システム賃借料	令和3年度～令和8年度	115,575
警察情報通信ネットワーク事業	令和3年度～令和9年度	1,218,870
交番・駐在所再編整備事業	令和3年度～令和4年度	338,884
緊急配備支援システム賃借料	令和4年度～令和10年度	1,173,724
通信指令システム賃借料	令和4年度～令和8年度	1,192,670

通信指令室大型表示装置賃借料

令和4年度～令和10年度

102,519

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	千円			
防災行政無線整備事業費	316,000	1 資 金 政府資金、銀行その他 2 方 法 普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。) 3 その他 発行価格が額面金額を 下回るときは、それぞ れの発行価格差減額を埋 めるために必要な金額 をそれぞれの限度額に加 算した金額を限度額と する。	5.0% 以内	1 政府資金については、 その融通条件による。 2 銀行その他の資金につ いては、その債権者との 協定による。
航空消防防災体制整備事業費	5,000			
防災対策推進事業費	22,000			
地域鉄道整備事業費	241,000			
空港整備事業費	108,000			
未利用県有地有効活用事業費	15,000			
県有施設整備事業費	1,403,000			
庁舎整備事業費	147,000			
文化施設整備事業費	156,000			
社会福祉施設整備事業費	341,000			
社会福祉総合センター除却事業費	226,000			
動物愛護センター整備事業費	2,000			
技術専門校整備事業費	4,000			
工科短期大学校整備事業費	25,000			

環境研究施設整備事業費	17,000
農業関係試験場整備事業費	78,000
農業農村整備事業費	2,708,000
農道事業費	122,000
林道事業費	150,000
治山事業費	1,648,000
河川事業費	6,434,000
砂防事業費	4,216,000
都市計画事業費	2,194,000
道路事業費	19,505,000
公営住宅建設事業費	1,012,000
県有施設耐震化事業費	1,998,000
直轄事業費	14,519,000
警察施設整備事業費	1,257,000
交通安全施設整備事業費	713,000
高等学校整備事業費	974,000

特別支援学校整備事業費	116,000			
図書館整備事業費	77,000			
少年自然の家整備事業費	47,000			
県立歴史館整備事業費	4,000			
体育振興事業費	9,000			
過年災害復旧費	3,197,000			
現年災害復旧費	1,586,000			
臨時財政対策債	59,147,000			
合 計	124,739,000			

第 2 号

令和3年度長野県公債費特別会計予算案

令和3年度長野県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,388億914万8千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

		歳	入		
款		項		金	額
				千円	
1	財 産 収 入			628,838	
		1	財 産 運 用 収 入	628,838	
2	繰 入 金			156,680,310	

		1 一般会計繰入金	122,039,692
		2 基金繰入金	34,640,618
3 県	債		81,500,000
		1 県債	81,500,000
歳入	合計		238,809,148
		歳出	
	款	項	金額
			千円
1 公	債	費	238,809,148
		1 公債費	238,809,148
歳出	合計		238,809,148

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
第97回共同発行市場公募地方債借換債	2,700,000	1 資 金 銀行その他 2 方 法 普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。) 3 その他 発行価格が額面金額を 下回るときは、それぞ れの発行価格差減額を埋 めるために必要な金額 をそれぞれの限度額に加 算した金額を限度額とす る。	5.0% 以内	債権者との協定による。
長野県平成22年度第2回公債借換債	5,900,000			
第98回共同発行市場公募地方債借換債	3,400,000			
第99回共同発行市場公募地方債借換債	2,300,000			
第100回共同発行市場公募地方債借換債	3,200,000			
第101回共同発行市場公募地方債借換債	4,000,000			
第102回共同発行市場公募地方債借換債	4,000,000			
第103回共同発行市場公募地方債借換債	4,600,000			
第104回共同発行市場公募地方債借換債	4,000,000			
第105回共同発行市場公募地方債借換債	5,300,000			
第106回共同発行市場公募地方債借換債	4,000,000			
長野県平成24年3月23日債借換債	21,500,000			
長野県平成28年度第1回公募公債借換債	16,600,000			
合 計	81,500,000			

第 3 号

令和 3 年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算案

令和 3 年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億2,974万7千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

		歳 入		金 額
款		項		千円
1	繰 入 金			1,949
		1	一 般 会 計 繰 入 金	1,949
2	繰 越 金			237,703
		1	繰 越 金	237,703
3	諸 収 入			190,095
		1	貸 付 金 元 利 収 入	183,896
		2	雑 入	6,199

歳 入 合 計		歳 出		金 額
		項 目		千円
1	貸 付 金	1	貸 付 金	421,476
2	事 務 費	1	貸 付 事 務 費	8,271
	歳 出 合 計			429,747

第 4 号

令和3年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予算案

令和3年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,693万8千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
		千円
1 国庫支出金		81,509
	1 国庫補助金	81,509
2 諸収入		262,430
	1 雑収入	262,430
3 掛金収入		41,044
	1 掛金収入	41,044
4 財産収入		91

		1 財 産 運 用 収 入	91
5 繰 入 金			91,863
		1 一 般 会 計 繰 入 金	91,623
		2 基 金 繰 入 金	240
6 繰 越 金			1
		1 繰 越 金	1
歳 入 合 計			476,938

		歳 出	
		款 項	金 額
			千円
1 心身障害者扶養共済事業費			476,938
		1 心身障害者扶養共済事業費	476,938
歳 出 合 計			476,938

第 5 号

令和3年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計予算案

令和3年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億7,144万9千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

		歳 入		金 額	
		項		千円	
款					
1	諸 収 入			3,340,949	
		1 貸付金元利収入		3,340,949	
2	県 債			2,730,500	

	1 県	債	2,730,500
歳入合計			6,071,449
	歳出		
	款	項	金額
			千円
1 貸付金			2,730,500
	1 貸付金		2,730,500
2 公債費			3,340,949
	1 病院事業債償還金		3,340,949
歳出合計			6,071,449

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方独立行政法人長野県立病院機構 施設整備等資金貸付金	千円 2,730,500	1 資金 政府資金、銀行その他 2 方法 普通貸借又は債券発行	5.0% 以内	1 政府資金については、 その融通条件による。 2 銀行その他の資金に ついては、その債権者 との協定による。

第 6 号

令和3年度長野県国民健康保険特別会計予算案

令和3年度長野県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,865億622万4千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	歳入	項	金額
			千円
1 分担金及び負担金			51,368,232
	1 負担金		51,368,232
2 国庫支出金			52,275,076
	1 国庫負担金		37,170,413
	2 国庫補助金		15,104,663
3 前期高齢者交付金			66,419,400
	1 前期高齢者交付金		66,419,400

4	共 同 事 業 交 付 金		343,026
		1 共 同 事 業 交 付 金	343,026
5	財 産 収 入		76
		1 財 産 運 用 収 入	76
6	繰 入 金		11,715,657
		1 一 般 会 計 繰 入 金	11,715,657
7	繰 越 金		4,295,965
		1 繰 越 金	4,295,965
8	諸 収 入		88,792
		1 貸 付 金 元 利 収 入	33,000
		2 雑 収 入	55,792
	歳 入 合 計		186,506,224

歳 出

款	項	金 額
---	---	-----

千円

1	国 民 健 康 保 険 事 業 費		186,506,224
		1 国 民 健 康 保 険 運 営 事 業 費	185,561,043

	2	総	務	費	5,288		
	3	保	健	事	業	費	126,679
	4	予	備	費	813,214		
歳	出	合	計		186,506,224		

第 7 号

令和3年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算案

令和3年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,632万7千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款		歳 入		金 額
		項		千円
1	繰 入 金			3,309
		1	一 般 会 計 繰 入 金	3,309
2	繰 越 金			9,291
		1	繰 越 金	9,291
3	諸 収 入			383,727
		1	貸 付 金 元 利 収 入	383,726
		2	雑 入	1

歳	入	合	計	396,327
---	---	---	---	---------

歳	出
---	---

款	項	金	額
---	---	---	---

千円

1	小規模企業者等設備導入資金	396,327
---	---------------	---------

1	小規模企業者等設備導入資金	396,327
---	---------------	---------

歳	出	合	計	396,327
---	---	---	---	---------

第 8 号

令和3年度長野県農業改良資金特別会計予算案

令和3年度長野県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,867万6千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	歳 入		金 額 千円
	項		
1 貸付勘定収入			57,134
	1 諸	収 入	15,135
	2 繰	越 金	41,999
2 業務勘定収入			1,469
	1 諸	収 入	1
	2 繰	越 金	1,468
3 予備費勘定収入			73

	1	繰	越	金	72
	2	諸	収	入	1
歳		入	合	計	58,676

		歳	出		金	額	
			項			千円	
			款				
1	農	業	改	良	資	金	58,676
	1	貸	付	金		57,134	
	2	取	扱	事	務	費	1,469
	3	予	備	費		73	
歳		出	合	計		58,676	

第 9 号

令和3年度長野県漁業改善資金特別会計予算案

令和3年度長野県漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ412万2千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	歳 入		金 額 千円
	項		
1 貸付勘定収入			3,412
	1 繰	入金	1
	2 諸	収入	2,860
	3 繰	越金	551
2 予備費勘定収入			710
	1 諸	収入	2
	2 繰	越金	708

歳入合計					4,122
------	--	--	--	--	-------

	歳出				
--	----	--	--	--	--

	款		項		金額
--	---	--	---	--	----

千円

1	漁業改善資金				4,122
---	--------	--	--	--	-------

		1	貸付金		3,412
--	--	---	-----	--	-------

		2	予備費		710
--	--	---	-----	--	-----

歳出合計					4,122
------	--	--	--	--	-------

第 10 号

令和3年度長野県県営林経営費特別会計予算案

令和3年度長野県県営林経営費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,125万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

		歳	入		
款		項		金	額
				千円	
1	国庫支出金				19,230
		1	国庫負担金		19,230
2	財産収入				48,452

		1 財 産 運 用 収 入	2
		2 財 産 売 払 収 入	48,450
3	繰 入 金		199,353
		1 一 般 会 計 繰 入 金	189,533
		2 基 金 繰 入 金	9,820
4	繰 越 金		34,580
		1 繰 越 金	34,580
5	諸 収 入		24,641
		1 雑 入	24,641
6	県 債		45,000
		1 県 債	45,000
歳 入 合 計			371,256

歳 出

款 項		金 額
		千円
1	県 営 林 経 営 費	371,256
	1 管 理 費	50,548

	2 財	産	費	24,861
	3 造	林	費	275,929
	4 施	設	費	19,918
歳	出	合	計	371,256

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県営林造林事業費	千円 45,000	株式会社日本政策金融公庫 資金	7.0% 以内	株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年法律第57号)に定 めるところによる。

第 11 号

令和 3 年度長野県林業改善資金特別会計予算案

令和 3 年度長野県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,392万2千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	歳 入		金 額 千円
	項		
1 貸付勘定収入			72,500
	1 諸	収 入	47,380
	2 繰	越 金	25,120
2 業務勘定収入			1,422
	1 繰	入 金	1,412
	2 諸	収 入	10
歳 入 合 計			73,922

款	歳	出	項	金	額
					千円
1 林業改善資金					71,422
	1	貸	付	金	70,000
	2	取	扱	事	務
				費	1,421
	3	予	備	費	1
2 林業就業促進資金					2,500
	1	貸	付	金	2,500
歳出合計					73,922

第 12 号

令和3年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予算案

令和3年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億280万3千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

		歳 入		
款		項		金 額
				千円
1	繰 入 金			5,820
		1	一 般 会 計 繰 入 金	5,820
2	諸 収 入			96,983
		1	貸 付 金 元 利 収 入	96,983
歳 入 合 計				102,803
		歳 出		

款		項		金 額
				千円
1 貸	付 金			96,468
		1 貸	付 金	96,468
2 事	務 費			5,820
		1 貸	付 事 務 費	5,820
3 償	還 金			515
		1 償	還 金	515
歳 出	合 計			102,803

第 13 号

令和 3 年度長野県流域下水道事業会計予算案

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度長野県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 年間総処理水量 | 8,454万5,046立方メートル |
| (2) 1日平均処理水量 | 23万1,665立方メートル |
| (3) 流域関連市町村数 | 15市町村 |
| (4) 建設改良費 | 79億9,514万7千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益		11,346,973 千円
第 1 項 営 業 収 益		5,294,371 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		6,052,602 千円
	支	出

第1款 下水道事業費用	11,346,973 千円
第1項 営業費用	10,837,212 千円
第2項 営業外費用	509,761 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	10,172,215 千円
第1項 企業債	1,953,800 千円
第2項 補助金	6,513,145 千円
第3項 負担金	1,705,270 千円

支 出

第1款 資本的支出	10,172,215 千円
第1項 建設改良費	7,995,147 千円
第2項 固定資産購入費	58,068 千円
第3項 企業債償還金	2,119,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道事業	令和4年度～令和6年度	3,779,455 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良資金及び企業債償還金に充てるため
限度額	19億5,380万円
起債の方法	資金 政府、銀行その他の資金 方法 普通貸借又は債券発行
利率	5.0%以内
償還の方法	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の資金についてはその債権者との協定によるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これ以外の経費の金額に流用し、又はこれ以外の経費をこの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 5億6,130万3千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業経営基盤の強化のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、19億6,923万2千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、516万5千円と定める。

第 14 号

令和 3 年度長野県電気事業会計予算案

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度長野県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 発電所の経営

発 電 所 数	23 所
最大出力合計	10 万3,555キロワット
年間販売電力量	3 億3,490万キロワットアワー

(2) 主要な建設改良事業

水力発電設備整備事業	58 億4,705万 3 千円
------------	-----------------

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 電 気 事 業 収 益		4,306,789 千円
第 1 項 営 業 収 益		3,910,358 千円

第2項 営業外収益	396,431 千円
-----------	------------

支 出

第1款 電気事業費用	3,381,496 千円
------------	--------------

第1項 営業費用	3,331,260 千円
----------	--------------

第2項 営業外費用	50,236 千円
-----------	-----------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額31億7,257万2千円は、過年度分損益勘定留保資金14億7,992万円、当年度分損益勘定留保資金7億4,896万5千円、退職給付引当金5,100万円、地方創生積立金4億円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4億9,268万7千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	3,705,918 千円
-----------	--------------

第1項 企業債	3,686,000 千円
---------	--------------

第2項 補助金	19,918 千円
---------	-----------

支 出

第1款 資本的支出	6,878,490 千円
-----------	--------------

第1項 建設改良費	5,880,053 千円
-----------	--------------

第2項 企業債償還金	547,437 千円
------------	------------

第3項 投資	51,000 千円
--------	-----------

第4項 他会計への繰出金	400,000 千円
--------------	------------

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水力発電設備整備事業	令和4年度～令和8年度	7,511,810 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良資金に充てるため	
限 度 額	36億8,600万円	
起債の方法	資 金	政府、銀行その他の資金
	方 法	普通貸借又は債券発行
利 率	5.0%以内	
償還の方法	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の資金についてはその債権者との協定によるものとする。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 7億2,575万2千円 |
| (2) 交際費 | 10万円 |

第 15 号

令和 3 年度長野県水道事業会計予算案

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度長野県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 末 端 給 水

給 水 戸 数	7 万9, 024戸	
年 間 総 給 水 量	1, 912万立方メートル	
1 日 平 均 給 水 量	5 万2, 384立方メートル	
主要な建設改良事業	拡張改良事業	20億552万円

(2) 用 水 供 給

年 間 総 給 水 量	2, 956万5, 000立方メートル	
1 日 平 均 給 水 量	8 万1, 000立方メートル	
主要な建設改良事業	拡張改良事業	7 億7, 650万 7 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		5,679,002 千円
第1項 営業収益		5,146,647 千円
第2項 営業外収益		532,355 千円
	支	出
第1款 水道事業費用		5,292,713 千円
第1項 営業費用		4,925,524 千円
第2項 営業外費用		367,189 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額27億2,332万3千円は、過年度分損益勘定留保資金17億733万3千円、当年度分損益勘定留保資金7億4,424万7千円、退職給付引当金5,100万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億2,074万3千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,733,415 千円
第1項 企業債		1,502,200 千円
第2項 負担金		231,215 千円
	支	出
第1款 資本的支出		4,456,738 千円
第1項 建設改良費		2,811,737 千円

第2項 企業債償還金 1,594,001 千円

第3項 投資 51,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
末端給水施設拡張改良事業	令和4年度	1,192,000 千円
用水供給施設拡張改良事業	令和4年度	110,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 15億220万円

起債の方法 資 金 政府、銀行その他の資金

方 法 普通貸借又は債券発行

利 率 5.0%以内

償還の方法 政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の資金についてはその債権者との協定によるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 5億8,206万2千円

(2) 交 際 費 9万6千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,300万円と定める。